

令和7年度第7回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年10月9日(木) 午後1時30分から午後2時45分
2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵緑
委員	1番	福田淳一郎	委員	11番	河毛早苗
〃	2番	中村精	〃	12番	長束真帆
〃	3番	山田準二	〃		
〃	4番	砂川重雄	〃	14番	石谷隆
〃	5番	建部憲二	〃	15番	柳田和廣
〃	7番	小林照美	〃	16番	竹森潔
〃	9番	小林光徳	〃	17番	福安修
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上信温

4. 欠席委員 (1名)

委員 13番 藏内敏博

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員:10名)

高草	宮本計温	鹿野町	谷口和人
湖東	佐々木文仁	〃	小林洋
〃	村上文夫	青谷町	花原伸幸
国府町	山脇隆	〃	井上智朗
鹿野町	橋本和夫	〃	大石剛史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第32号	農地転用事業計画変更申請について
議案第33号	非農地証明について
議案第34号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業者等)による事業計画書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
川口局長	ただ今から、令和7年度第7回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、13番の蔵内委員から欠席の連絡があり、委員18名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号15番 柳田委員、16番 竹森委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号41番と42番の2件でございます。 整理番号41番は、賀露町西二丁目で売買による所有権移転です。 整理番号42番は、青谷町亀尻で売買による所有権移転です。
議長	それでは、整理番号41番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村上委員	譲受人が経営している会社が、申請地近くで違反転用をしており、現在もそのままです。全部効率要件に反するので、容認できませんので、不許可だと思います。なお、申請地の畑には湖東大浜の灌水設備があります。
議長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員	推進委員の報告のとおりです。6年ほど前に父親で申請がありましたが、その時は不許可としております。違反転用地はそのままであり、これを認めるわけにもいかず、不許可で決めていただきたいと思います。
議長	質疑・意見はございませんか。
建部委員	担当委員が、不許可と言われているのに許可とは言えない。
議長	違反転用したままであり、法的にもよろしくないことが明白です。
竹森委員	違反転用と言われているが、どういうことをやっているの。
事務局	資材置き場として、現在も使われております。
柳田委員	申請は個人名になっている。
竹森委員	違反転用に対して、適切な措置を行い、農地に復元させてから申請するという方法はどうですか。
事務局	大きなブロックで囲まれており、大型車もあつたり、土砂が積んであつたりして、

		農地復元は難しいと思われま
竹 森 委 員		それなら、転用の事実行と違
事 務 局		農振農用地でありますので、
		今回は、3条申請ですので、3
		条申請の要件に該当するかで
		決めていただけないでし
		ょうか。
柳 田 委 員		購入されて、何をされるか明
		確になっていないのでは。
議 長		農地として耕作をされるとい
		う申請ですよね。
事 務 局		そうです。
柳 田 委 員		個人が買われて農作業される
		のなら問題ない。違反転用し
		ている会社の社長だから申
		請が認められということだが、
		会社名で事業としてなら認め
		ることはできない。個人が
		買われて個人が農作業をする
		のだから認めるか、保留にす
		べき。
事 務 局		個人と法人は別ではないと言
		うことですが、これを許すと
		違反転用が増えると思いま
		すが、よろしいですかという
		ことです。個人でも法人でも
		同一視できるのではない
		かということで、不許可にし
		た方がよいという担当委員
		からの報告です。
建 部 委 員		農地法に対して審議をして
		おり、今回は農地法に違反
		しているのではないでしょ
		うか。多数決で決めましょ
		う。
河 毛 委 員		以前に同じようなことがあ
		り、不許可としたことがあ
		ります。
議 長		採決に移ります。
		整理番号41番につきまして
		原案どおり許可決定するこ
		とに賛成の方は、挙手をお
		願いします。
		(挙手少数)
議 長		賛成少数と認めます。よっ
		て、本案は不許可と決定いた
		しました。
		整理番号42番を審議しま
		す。担当推進委員、井上委員
		の報告をお願いします。
井 上 委 員		10月7日に竹森農業委員、
		事務局、譲受人と私で現地
		確認を行いました。現地
		は、譲受人が借り受けて耕作
		をされている畑です。父親と
		一緒に他の田畑も併せて耕
		作を続けるということです。
		チェックシートに照らしても
		問題ありません
議 長		引き続き、担当農業委員、
		竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員		井上推進委員の報告のとおり
		ですが、補足します。この
		後の5条申請ために分筆さ
		れた残りの畑です。北側は
		資材置き場、南側は住宅、
		西側は市道、東側は水路と
		なっています。譲受人は、
		地元出身者で、父とともに
		農業をするとのこと
		です。農機具については、
		トラクター、コンバイン、
		耕運機等をお持ちです。
		父親は地域の担い手
		で、譲受人も手伝いをされ
		ています。法令違反はあり
		ません。周辺農地へ影響も
		ありません。
議 長		質疑・意見はございません
		か。
		(質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に移
		ります。
		整理番号42番につきまして
		原案どおり許可決定するこ
		とに異議はございません

		か。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります 続きまして議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と します。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		整理番号2番の1件でございます。 整理番号2番、申請地は河内、転用目的は駐車場、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。
議	長	整理番号2番を審議します。担当推進委員、宮本委員の報告をお願いします。
宮	本	委員
		10月7日に小林(光)農業委員、事務局2名、申請人とその関係者2名と私で現地 確認を行いました。現地は、集落内に存在する農地で、申請者宅に隣接しています。 現状は畑として利用されていますが、駐車場に転用する申請です。北側は山裾で墓 地。西側と南側が宅地、東側は農地ですが、耕作者からの同意の得られており、周辺 農地の営農状況にも支障はなく、チェックシートについても問題とか懸念されること はありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小	林(光)	委員
		宮本推進委員の報告のとおり、チェックシートを確認しましたので、問題はありませんので、許可相当と考えます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります 続きまして議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と します。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		整理番号14番から17番の4件でございます。 整理番号14番、申請地は気高町浜村、転用目的は統合小学校建築用地造成、農地 区分は浜村駅から500m以内に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は公 益性の高い事業です。 整理番号15番、申請地は鹿野町今市、転用目的は住宅建築、農地区分は管理設道 路沿道の区域に該当するので第3種農地と判断し、許可根拠は原則許可です。 整理番号16番、申請地は鹿野町小別所、転用目的は農業用倉庫、農地区分は農用 地区域内農地と判断し、許可根拠は農用地利用計画指定用途です。 整理番号17番、申請地は青谷町亀尻、転用目的は住宅建築、農地区分は農業公共 投資の対象農地に該当するので第1種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。
議	長	整理番号14番を審議します。担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石	谷	委員
		10月6日に田中推進委員、事務局2名、譲受人と私で現地確認を行いました。譲 渡人は10名で、今回の申請には反対をしておりません。田中推進委員は近くで耕作

		をしており、水路のことを細かく質問していましたが、新しく排水路をすることで、周辺農地には影響はないとのこと。周辺農地は、地域計画の改定にモデル地域として、何回か話し合いを行っております。申請に関しては問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号14番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。なお、本件は3,000㎡を超えておりますので、常設審議委員会の意見聴取となります。 整理番号15番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		砂川農業委員、橋本推進委員、事務局2名と私で現地確認を行いました。近隣には住宅が立ち並んでおり、水路には問題ありません。隣接している農地の方からは承諾を得ているようですので、承認の方よろしく願いいたします。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		谷口(和)委員の報告のとおりで、付け加えることはありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号15番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号16番を審議します。担当推進委員、小林(洋)委員の報告をお願いします。
小林(洋)委員		10月2日に砂川農業委員、橋本推進委員、事務局2名で現地確認を行っていただきました。借受人は、10年ぐらい前に鹿野町に移住されてきた方です。現在は、5haぐらいを耕作されております。今回の申請は、農業機械及び資材等の保管する場所として倉庫を建てられるとのこと。道路と旧小学校用地に囲まれており、車両の出入りには支障はないと思います。借受人は、事業拡大の意欲を持っておられますので、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		小林(洋)委員の報告のとおりで、借受人は、耕作にすごく意欲をもっておられ、鹿野町小別所を中心に農業をされております。自分の拠点を作ろうとしており、地元として応援していきたいと思っております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号16番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号17番を審議します。担当推進委員、井上委員の報告をお願いします。
井上委員		先ほどの農地法第3条申請の時にも報告しましたが、譲受人は、父親と一緒に農業をされており、今回の申請で、引越をして本格的にされたいということです。周辺の状況は、北側に資材置場、南と東側に先ほどの第3条申請地がありますが、周辺には影響はないと思われます。水路等にも影響はなく、水利組合からも確認をとっておられ、チェックシートにも問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員		井上推進委員の報告のとおりで、少し付け加えると、工事期間は11月から来年の3月を見込まれています。分家住宅の建築ということで、父親の実家に近く農業と一緒にするためです。水利組合の同意も得られています。土地改良事業は平成14年に実施されています。転用にかかる周辺農地への影響はなく、無断転用等の事実もありません。許可後速やかに住宅建設に供すると思われま。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号17番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第32号「農地転用事業計画の変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号3番の1件でございます。 整理番号3番、申請地は伏野、変更内容は令和8年10月23日までの期間延長です。
議	長	整理番号3番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員		川上農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は重機が稼働しており、ダンプも出入りしておりました。延長理由としては、砂の出荷量が大幅に減少したということです。周辺住民や改良区からの苦情やクレーム等はありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
川上委員		佐々木推進委員の報告のとおりで、私も同意見です。
議	長	質疑・意見はございませんか。
柳田委員		提案ですが、1年ではなく3年かかるならその期間で申請をするようにすれば、事業変更をしなくてもよいではないか。
事務局		今回の転用目的が砂利採取であり、砂利採取法の許可期間が1年であることから、1年ごとになります。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第32号「農地転用事業計画の変更について」を終わります。 引き続き議案第33号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号78番から83番の6件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号78番を審議します。担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中 村 委 員		10月6日に内田推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は本宅を建てるため、移転して何十年も経過しております。相続登記をするにあたりわかったようで、申請となったようです。何ら問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号78番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号79番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋 本 委 員		10月2日に砂川農業委員、事務局2名、私で現地確認を行いました。相続人からの申請で、■■■、■■■、■■■は、20年以上前から耕作をされておらず3m近い雑木等が生えており原野化しております。■■■は、生活道路の一部となっており、コンクリートで覆われています。■■■は、県道の残地で法面になっており、農地としては使えない状況です。すべての土地の周辺に農地は無く、農地行政上影響はありません。農地として復旧は困難と認められます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号79番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号80番を審議します。担当推進委員、花原委員の報告をお願いします。
花 原 委 員		10月6日に竹森農業委員、大石推進委員、事務局、申請人とその代理人、私で現地確認を行いました。申請地は集落の奥にあり、50年以上前から耕作はされてなく山林となっていました。長期間耕作放棄され自然潰廃した農地で、農地への復旧は困難な農地だと思います。何ら問題ないと判断いたしました。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号80番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号81番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大石委員		10月6日に竹森農業委員、花原推進委員、事務局、申請人の代理人と私で現地確認を行いました。現地は、住宅に囲まれて、元々は家が建っていましたが、取り壊されており、周りは住宅地であるとともにチェックシートの4番で、20年以上前から農地ではないということで問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号81番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号82番を審議します。担当推進委員、山脇委員の報告をお願いします。
山脇委員		10月3日に山田農業委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。現地は、扇ノ山のすそ野に位置し、平成5年に植林をしてから32年ぐらい経過し、周囲の山林と一体化しております。農地への復旧は困難な農地だと思います。人為的潰廃で転用の事実行為から32年経過しておりますし、B判定をしている農地であり問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号82番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号83番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員		10月7日に川上農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。国道9号線バイパスの西側の終点です。その際の残地になります。20年以上は耕作されておらず、雑木等が生えておりました。農地に復旧はとても困難と判断いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号83番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。</p> <p>以上で議案第33号「非農地証明について」を終了します。</p> <p>引き続き、議案第34号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用する農地の面積は、田227,922㎡、畑が792㎡の合計228,714㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権71件、使用貸借による権利47件の合計118件となっております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第2項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>一括で質問・意見を受け付けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第34号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について</p> <p>(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議	長	<p>以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和7年度 第7回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後2時45分</p>